

L P ガス保安の確保に向けた取組状況に関する 平成 2 5 年度トップヒアリングの結果

平成 2 6 年 3 月 1 3 日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
ガ ス 安 全 室

I. ヒアリングの趣旨

経済産業省は、L P ガス販売事業者等に対し、毎年度、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を提示し、具体的な自主保安の向上を促している。平成 1 7 年度から、この進捗状況も含め、各社の保安確保の方針、そのための具体的な取組、保安体制の確立状況等に関して、トップ（社長）の方々から、ヒアリングを実施しており、今回は 6 回目となる。

II. ヒアリングの対象事業者等

平成 2 5 年度のヒアリングは、経済産業省本省に登録されている L P ガス販売事業者又は認定されている保安機関のうち、最近社長の交代があった事業者、これまでヒアリングを行っていない事業者等の中から、以下の 1 0 社を選定し実施した。

対象事業者：伊丹産業株式会社、イワタニ北陸株式会社、宇野酸素株式会社、株式会社シマキュウ、
鈴与商事株式会社、有限会社太洋ガス商工、大陽日酸ガス&ウエルディングス株式会
社、株式会社ミツウロコ、湊商事株式会社、株式会社和田商会（計 1 0 社、5 0 音順）

実施日：平成 2 5 年 1 0 月 3 日～1 1 月 1 1 日

III. ヒアリングの結果（各社の取組等について）

ヒアリングの結果は、概ね以下の通り。

○法令遵守の徹底等

ご参加頂いた多くの経営者が保安に対する姿勢について、「方針」や「経営理念」等の形で社員に対し明確に表明する、「コンプライアンス委員会」を設置する等、保安対策指針に沿った取り組みを行うほか、L P ガス販売事業者等の義務を再確認するため、委託先保安機関が行った保安業務結果についても、業務主任者等によりダブルチェックを行う等、保安レベルの向上に努めていた。また、保安教育の確実な実施を図るため、多くの経営者が年間保安教育計画を策定し、経済産業省や各都道府県 L P ガス協会等が主催する講習会に参加する等、行政や業界団体の取り組みが積極的に活用されていた。

○組織内のリスク管理の徹底

リスク管理を徹底するため、自社内での保安査察を行っている、また、保安業務に係る記録等について、業務主任者等によるダブルチェックを行っていることのほか、経営者自らが確認を行っているケースも見受けられた。また、経済産業省が推進している「自主保安活動チェックシート」や自社で作成したチェックシートにより、実態を把握し、課題の抽出を行っている等、各事業者で工夫がみられた。

○事故防止対策

・CO（一酸化炭素）中毒事故の防止

多くの事業者においてチラシ等を活用し周知を行いCO警報器や換気警報器の設置を推進している、中には、業務用施設を対象として換気警報器を100%設置しているという事業者もあった。また、一般消費者に対し、不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器の下取りキャンペーンを行う等、より安全な最新のガス機器への取り替え促進に努めていた。

・一般消費者等に起因する事故の防止

ガス栓カバーの設置を促進している事業者が多数みられた。また、展示会等のイベントを通じて一般消費者に対し周知を行う、高齢者に対する周知の際は、文字や絵が大きく見やすい資料を使用するといった工夫がなされていた。

・LPガス販売事業者等に起因する事故の防止

期限内の取替えを（確実に）実施するため、調整器、マイコンメーター、高圧ホース等の期限管理をコンピューターで行う、また、消費機器の交換・修理等の作業については、自社で独自にマニュアルを作成する等、様々な取り組みがみられた。また、閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されないよう、多くの事業者において容器を（即時）撤去し、中にはメーターにステッカーを貼り、再度ガスの供給を再開する際は連絡を貰えるよう対応している事業者も見受けられた。

○自然災害対策

経済産業省において平成25年3月にとりまとめた「LPガス災害対策マニュアル」を活用し、社内の体制を整える、年に1度訓練を実施する等、災害時に直ちに対応出来るよう備えている事業者が見受けられた。また、雪害対策として、容器格納庫の設置を推奨したり、雪除けやボンベカバーの設置、経済産業省が発出した通知文書やチラシを活用し、多くの事業者が事故の未然防止に努めていた。

ヒアリング各社の具体的な取組については、「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況（資料2-1）において紹介している。